

大学院科目等履修生（履修証明プログラム生）規程

規定第1289号

一部改正 2020年 4月 1日

（根拠）

第1条 本大学院学則で規定する科目等履修生のうち履修証明プログラム生（以下、「受講生」という。）については、この規程の定めるところによる。

（資格）

第2条 受講生として入学できる者は、本大学院学則で示す修士課程の入学資格に適合する者とする。

（申請手続）

第3条 受講生として入学を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- （1）履修願
- （2）志望理由書
- （3）履修生有資格証明書及びこれに伴う成績証明書
- （4）住民票

（入学許可）

第4条 前条の手続者については、研究科教授会の議を経て総長が入学を許可する。

（入学時期と在籍期間）

第5条 受講生の入学時期は、秋学期のはじめとする。在籍期間は原則1年以内とする。ただし、1年に限り在籍期間の延長を認める。その場合は在籍期間延長願を提出し、研究科教授会の議を経て、総長が延長を許可する。

2 前項により延長が許可された場合、受講生は再度登録料を納入しなければならない。

（履修制限）

第6条 受講生の履修科目数は、1年を通じて10科目を超えることはできない。

（履修料等）

第7条 受講生は、次の各号に定める履修料等を納入しなければならない。

- （1）登録料 10,000円
- （2）受講料 112,000円

（履修証明書の発行について）

第8条 受講生が履修した科目のうち6科目以上の試験に合格したときは、履修証明書を発行する。また、履修した科目で試験に合格した科目については、授業科目（単位）として証明する。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2020年4月1日から一部改正し施行する。

（追53）